ある女性の告発をめぐって

岳麓書院蔵秦簡「識劫婏案」に現れたる奴隷および「舎人」「里単」

下 倉

渉

といった擬制的家族関係が秦代の商人社会においては強固で安定した関係を築くための基盤として尊ばれていたと指摘した。更に 子」の絆に強く仮託されていたと推論した。第四節では、張家山漢簡の奏讞書・案例二二に対する分析をもふまえて、「主―舎人」 節では、奴隷の解放という問題を通じて、秦代・漢初の「奴隷主―奴隷」関係について検討を行い、その結びつきが当該期「父― それは「同宗」集団の負うべき一役割と目されるに至り、父系同姓関係を重視する風潮の顕在化がここに読み取れると論じた。 第五節・終節では、本案件が生起した当時「里単」(地縁組織) 第一・第二節でまず案例全体の考釈を試みた後、以後の節で本案例に現れる奴隷、及び「舎人」・「里単」に関して専論した。第三 本稿では「識劫婉案」と称される秦王政時代の「奏讞文書」を取り上げて、主に家族史・親族史の観点から考察を加えた。 が葬送に関わる相互支援機能を担っていたが、後漢後期になると

林 九九巻一号 二〇一六年一月

はじめに

以降、 が戦わされた。その後、 中国古代家族史研究は、 まずはその中に現れる「家罪」 張家山漢簡 出土資料の増加に伴って飛躍的な進展をみてきた。一九七五年に雲夢睡虎地秦簡が発見され (奏讞書や二年律令) が公開されると、 や「公室告」「非公室告」、「同居」「室人」といった語の内容をめぐって激しい議論 親族の連坐・戸の継承などの家族にまつわる諸

39 (39)

梓され、 制度の解明が進んだ。そして今日、 戸に対する統計的な分析が可能となってきた。最後の方面に関しては、近年鈴木直美氏の好著 また鷲尾祐子氏により精緻な論考が公表されている(たとえば鷲尾二〇一五など)。 里耶秦簡、 更にやや時代は下るが、 走馬楼呉簡の発掘によって、 両氏の研究には学ぶところが多 戸籍を復元する試み (鈴木二〇一二) が上

文書の内の一つで、 できる。 二九枚の竹簡からなり、若干の断欠箇所、いくつかの不明な文字はあるものの、 い。取り扱う具体的な対象は、 こうした先学の顰みに倣い、 本案例に検討を加えようと思った所以の一つである。 第一類「奏讞文書」中の第七案例と分類されている。 朱・陳主編二〇一三所収の「識劫娛案」簡。これは、『為獄等状四種』と命名された司法 本稿でも出土資料の分析を通じて中国古代の「家族」そして「親族」について考えてみた 通し番号第一〇八簡から第一三六簡までの総数 記載の全容はほぼ完全に読み取ることが

のは、 民を掌握しようとしたかといった事柄を問うのではなく、そこへの登録を義務づけられていた人々の問題として、これを 論じた。 なりとも明らかにすることである。本論で戸籍制度について論及するが、当稿においては、それを用いて国家がい 筆者がここで目指したのは、 筆者のかかる視点にも由来する。 判例である 「識劫娛案」簡を素材として選んだ 当該時代における家族・親族という関係、 -律の如き国家の定めた規定を直接の対象とはしなかった-及びそれに深く関連する人間関係の実相を些か かに人

通じての総合的な結論といったものをここでは帰納していない。 節で「舎人」、第五節にては「里単」を取り上げた。これら各論での考察はそれぞれ独立した内容になっており、 俎上に載せたのはこれらが偶然本案例に見受けられたからであって、それ以上の理由はない。しかも、選択した対象がい 案」の考釈から派生して奴隷以下の問題群をあわせ論じた、と説明するのが最も正しい。また、その第三節以下の論題も まず二つの節で「識劫娺案」に検討を加える。 その後、 個別のテーマとして第三節では奴隷 本稿の構成について有り体にいえば、 それは 一識 劫

ずれも家族・ たして成功しているか否かは、全て諸先達の判断にゆだねる他ないのだが。 単」)にわざと焦点をあて、それに対する考察を介して所期の目的を果たそうと試みたつもりである。こうした実験が果 産」など――を直接のターゲットにするのではなく、その外縁に位置すると形容すべき存在(奴隷や「舎人」)・組織 く感じられるであろう。 親族とは関連性が薄いものばかりで、前段落に掲げた課題にそぐわないテーマ設定であると、一見すれ しかしあえて自己弁護しておくと、 本稿では家族・親族の構成員――たとえば「父母・妻子・ がば強 (里 同

問題があるであろう。伏して両氏の叱正を乞う次第である。 に対して、小稿はあくまでも特定の関心から発した部分的な考釈に過ぎない。 加えられている。しかも、 「識劫娺案」に関しては、『為獄等状四種』の整理小組(朱・陳主編二〇一三、 昨年柿沼二〇一五も公表された。この両注解が本案例の全体を対象とした周到な解説であるの 説明の不十分な点、重大なる瑕疵等、 主監は陶安あんど氏) が既に詳細 な注釈な

一節 「識劫娛案」簡の原文

第

まずは、本案例の原文を掲げよう。

- 〇八 ☑之十八年八月丙戌大女子婏自告曰七月為子小走馬羛占家訾羛當蓋夫"建公卒
- 〇九 昌士五積、喜、遺錢六萬八千三百有券嬢匿不占吏為訾、婏有市布肆一、舍客室一、公士
- 一一〇 識劫婦曰以肆室鼠識不鼠識"且告婏匿訾婦恐即以肆室鼠識為建等折棄
- 一一一 券弗責先自告"識劫娛
- **媛曰與羛同居故夫"沛妾沛御媛"產羛女姨"沛妻危以十歲時死沛不取妻居可!**
- 歲沛免娛為庶人妻娛"有產男必女若居二歲沛告宗人里人夫"快"臣走馬拳上造嘉

頡

一二六 _ 1 = 0 一一九 一八八 = <u>三</u>〇 加 異識 為要有產必、若籍為免妾、沛死爺代為戶後有肆宅娛匿皆稅直過六百六十錢先自告 各過六百六十錢它如舜●輸之娛為夫"沛妾沛御娛"產羛"姎沛妻危死沛免娛為庶人以 識"實弗當得上以識為劫娛辜識"毋以避毋它解舉它如前●問匿皆稅及室肆臧直 匿訾媛即以其故鼠識是劫焜而云非劫何解"識曰□欲得肆室媛不鼠識"誠恐謂且告媛"乃鼠 ●卿唐佐更曰沛免娛為庶人即書戶籍曰免妾沛後妻娛不告唐更今籍為免妾不智它 娛"即折券不責建它如娛●峽快臣拳嘉頡言如娛●狗羽齡言如識●弟'若小不訊必死 折建負七百、昌三萬三千、積六千六百、喜二萬二千、遺六王券賣建"等"未賞識欲告 煐曰劫之故它如娛●建°昌°積[°]喜′遗曰故為沛舍人□職建等錢以市販共分羸市 **煐"不以肆室鼠識"且告婏匿訾婏乃鼠識"即弗告識以沛言求肆室非劫婏不智** 異識而不以肆舍客室鼠識"亦 令狗告羽曰且以布肆舍客室鼠識。羽乃許沛"已為識取齡即為識買室分識馬田 籍不為妻為免妾故它如前●識曰自小為沛隸沛令上造狗求上造羽子女齡為識妻 匿訾不鼠識"且告婏"以匿訾故即鼠肆室沛未死弗欲以肆舍答室鼠識不告婏不智戶 謂娛曰沛未死時言以肆舍客室鼠識"欲得、娛謂沛死時不令鼠識"弗當得識曰娛 以三歲時為識取麥居一歲為識買室賈五千錢分馬一匹稻田廿畝異識"從單沛死來歸 沛有子媛所四人不取妻矣欲令媛入宗出里單賦與里人通歓食快等曰可媛即入宗。 人不幸死者出單賦如它人妻居六歲沛死羛代為戶爵後有肆宅。識故為沛隸同居沛 弗 速識已受它軍歸沛已死識以沛未死言謂 里

識劫。識為沛隸沛為取妻欲以肆舍客室鼠識後弗鼠為買室分馬一匹田廿畝異識。沛死

三匹 識後求肆室娛弗鼠識恐謂娛且告娛匿訾娛以故鼠肆"室"直過六百六十錢得皆審

一三五 媛為夫"妻為庶人及識辠轂它縣論敢獻之

一三六 ●吏議娺為夫"□要貲識二甲或曰娺為庶人完識為城且貕足輸蜀

L) 擦れて判読不能な文字が八字あり、 この箇所を確認しておくと、 第一簡にあたる簡番号一○八の冒頭が欠落している。また、 整理小組はその内の五字に意を以て文字を補う。更に本案例には、 第一二三簡も 判決に関わ 断欠して

る記述が欠けている。 簡までで、 識劫娛案」 **媛という名の女性による被害の届け出に相当する。** 簡は、 記載の形式という観点から整理すると、三つのまとまりにわかれている。 最終簡である一三六簡の後に、本来はこれに該当する簡があったのかもしれない。 第一群は一〇八簡から

たもの、あるいは提出された訴状を転記したものではあろう。

と進み、 疑者の供述、 第二のグループは第一一二から一三五までの簡で、ここには審理の詳細が記されている。 最後に量刑にあたっての疑問点が示される。 関係者に対する査問を経た後、 被疑者への再尋問が行われ、そして官府における最終の照会、 ちなみに、 告訴内容の記述に続く各人の調書や審議結果などの記載 告発者 、の聴取 事件の総括 に始まり、 被

には、その冒頭に必ず「●」が付されている。

とすれば、 枚のみで独立しており、 最終簡である第一三六簡には、 それもまた独立した一枚の簡であったに違いない。 「識劫娛案」簡全体の第三番目のパーツをなしている。 疑義に対する上級官庁の見解が記されてい · る。 原文を見ればわかるように、 もしこの後に判決の一文が続いていた 当簡 は

43 (43)

二節 「識劫娺案」の訓読及び解説

次に本簡の内容について検討を加えよう。まず順次訓読を示し、続けて解説を加える。なお、次節以下で詳述する事項

(a) 告発(一〇八簡~一一一簡

に関しては、極力言及をひかえた。

まずは、大女子(成人女性)の嬢による告発(原文では「自告」)。

先ず自ら告げ、識の嬢を劫かすを告ぐ。 と為さず。婏に市布肆一・舍客室一有り。公士の識 婉を劫かして曰わく「肆・室を以て識に鼠(予)えよ。識に鼠(予)えずんば、 敢て之を讞 (義)当に大夫の建、公卒の昌、士五(伍)の積・喜・遺に銭六万八千三百を置むべく、券有るも、 嬢 匿して吏に占して訾 且に姨の皆 (讖)す。十八年八月丙戌に、大女子の娺 自ら告げて曰わく、七月に子の小走馬羛 (貲)を匿すを告げんとす」と。 娛 恐れ、即ちに肆・室を以て識に鼠(予)う。建等の為に券を折棄して、責めず。 (義) の為に家訾 (貲)を占す。 第

期せば戦国秦極末の事案であるが、以下表記上の煩雑さを避けるため、便宜的にこれを秦代の事例をして扱う。この点、 ||三九年|| に比定し、同年八月の朔日が丙寅であることから、「丙戌」は二一日にあたると解説する。本案例は、 右の訓読ではこの指摘に従った。更に、同簡には「十八年」の紀年が確認される。 ○八簡について、整理小組は冒頭の断欠部分に「敢讞」の二字を補う。また、当簡の未釈文字を「責」字と推定する。 整理小組はこれを「秦王政十八年 正確を

あらかじめ了解されたい。

る婏が代行した所以である。 であったことがわかる。後文によると、「小」であるが故に彼への聴取は行われなかった。家産の申告にあたって母であ 告発の内容を確認しよう。秦王政十八年七月に大女子の頗は子の羛(義) (貲)」、 即ち所有する家産の自己申告を行った。ここの原文に「小走馬羛 ―以下「義」字に表記を統一― (義)」(一〇八簡) とあり、 義が未成年

二年律令では「自告」によって罪一等を減じると定められていた。 告」(一〇八簡)、「先自告」(一一一簡)は、未発覚の犯罪を犯罪者自身が官に告白すること。 証文)を破棄して、 ければ秘匿の事実をお上に告げるぞと識は脅迫したのであった。恐れた嬢は識の要求に従ったが、その後、「券」(債務の は六万八千三百銭に及んだ。このことを知った公士の識が婏をゆすったのである。「市布肆一・舍客室一」を譲り渡さな **姨は家産の一部を届け出なかった。それは大夫の建、公卒の昌、** 建等の借金を棒引きにし、そうした上で識を恐喝犯として訴えたのである。 士伍の積・喜・遺に対する債権で、 整理小組が指摘するように なお、 原文に見える一自

記であるかに思われる。 の ○九簡には「姨有市布肆一・舍客室一」と記されているが、後文によると、この「肆・室」は義が相続した **媛が所有する個人的な不動産ではない。** 媛が告発した際の表現をそのまま使用して書き記したのであろうか。 誤解を生みやすい

(b) 審理(一一二簡~一三五簡

| という流れで進んでいる。以下、各段階にわけて、その内容を確認していこう。 年案例 中 -核をなす部分である。 審理は 「関係者に対する聞き取り」 ·被疑者の再尋問 |→官府における照会→事件の総

① 頻への聴取

妻を取

(娶

焼 日わく 羛 (義) と同居す。 故大夫沛の妾たり。 沛 媛を御し、 婏 羛 (義)・女の婡を産む。 沛の妻危 十歳の時を以て死するも、

されている。 った。つまり、婏の「占」代行に法制上瑕疵のないことが「同居」の語によって証されているのであろう。 ある義が自ら「家貲」を「占」すべきところを、彼が未成年であるため、共住・同籍である母の婉が代理としてそれを行 「同居」については、雲夢睡虎地秦簡の発見以降、「戸」や「室人」といった語との関連をめぐって激しい論争が展開 整理小組の注釈 その法制用語としての意味内容に関しては今なお意見がわかれているが、少なくとも本案の用例に限 ──「同居、共同居住、在法律上以戸籍記載為標準、指同属一戸」──に従いたい。本来は戸主で ってい

だ。一人が義であり、いま一人が「婡」という名の女児であった。ここでは「娛 義・女の婡を産む」と記されているが 後」であったためだと推測する。 るのが通則であったのであり、この案例もそれに準じたのかもしれない。 て、義ではない。第二子である義の名が先に掲げられている理由について、柿沼氏は、彼が長男で、父沛の「爵後・戸 後文からわかるように、この事件が起こった当時、娘の婡は既に成年であったと考えられるから、 **嬢はもともと大夫の沛の妾、即ち女奴隷であった。主人である沛に寵愛され、寝所に侍し、やがて二人の子どもを産ん** あるいは、当時の公文書では子を列記する際、 出生の順ではなく、 **娫の第一子は妙であっ** 男女の順序で表記す

ためて後妻を娶らなかった」の謂に他ならない。なお、全く同一の表現が一一四簡にも確認される。 時」(一一二簡)の「以」字は「在」乃至は「於」にあたる。続く原文「不取 には「危」という名の正妻がいた。 彼女は十年前に亡くなったという。 整理小組が解説するとおり、 (娶) 妻 (同簡) は、「正妻の死亡後、 原文「以十年

居ること二歳可りして、 「沛 媛を免じて庶人と為し、媛を妻とす。媛 有(又)た男の必・女の若を産む。

の内容をふまえると、若干の補足説明が必要となる。 した。そうした上で彼は婏を己の妻とした。当該箇所を字面のとおりに訳せば、このようになるであろう。ただし、 正妻が没してから二年ばかり後、即ちこの一件が生じる八年ほど前に、沛は姨を奴隷の身分から解放して「庶人」とな

表記は男児・女児の順となっている。これが出生順であるかは不明。なお、両子は八年以内に生まれたのだから、ともに されていなかった。つまり、「沛が嬢を妻とす」と嬢は供述するものの、その真偽が疑われており、本案ではこの判定が 未成年者であった る事実を知った後も、彼女は依然として自身が沛の妻であると主張し続け、決してそれを曲げなかったものと考えられる。 つの疑点として奏讞されている。戸籍が未変更であったことについては、婏も今次の告発時まで知らなかったが、 さて、嬢は「妻」となった後、更に二人の子を出産する。二子について「男の必・女の若」と記されており、ここでも 後に郷の担当者が証言するように、沛は婚姻に伴う手続きを行っておらず、そのため嬢が彼の妻であると戸籍には登録

ち宗に入り、里人の不幸にして死する者のために単賦を出だすこと、它の人の妻の如し。 居ること二歳、 (娶)らず。焼をして宗に入れ、里単賦を出だし、里人と通じて歓 沛 宗人の里人たる大夫快・臣、 走馬の拳、上造の嘉・頡に告げて曰わく「沛に子の嬢の所の四人有れば、 (飲) 食せしめんと欲す」と。快等曰わく「可なり」と。 妻を取 即

を加えることにして、ここではその目的について解説しておきたい。沛は冒頭で次のように述べる。「私には嬢の産んだ 更に二年後、 即ち遡ること六年前、 沛は大夫の快等にいくつの申し出を行う。その具体的な内容に関しては後節で検討

子が四人いて、後を継ぐ者の心配はいらない。新たに子をもうける必要はないのだから、あらためて別に妻を娶らず、 人の子の母である嬢を妻として遇したい。」この段落の最後に「単賦を出だすこと、它の人の妻の如し」と見えるから

かかる申し入れの眼目は、婉が自身の妻であることを社会的に認知させようとした点にあったと了解されよう。

の立場に見あった社会的な資格を用意してくれた。戸籍上の瑕疵が仮にあったとしても、十分に妻である条件を満たして ようとする意図に基づいていると思われる。沛は生前に自身の妻として己を周囲に披露してくれたのであり、あわせてそ このようなかつての経緯について嬢がここであえて言及しているのは、自分が間違いなく沛の妻であったことを明証し

 いると主張したいのであろう。

そして六年後、 即ち本年秦王政十八年に沛は死去した。子の義が戸後・爵後となり、「市布肆一・舍客室一」を相続し

たのである。「肆・宅」が嬢の所有物でないことは、この段によって明らかである。

いま一つ判然としない。ちなみに、この段では「舍客室」を「宅」と簡称しているが、一二二簡では「室」字を用いてい 沼氏は一逆旅 市布肆・舍客室に関して一言しておくと、整理小組・柿沼氏は前者をともに「布を売る店」と説く。後者について、 (宿屋一般) とは異なり、客用の宿舎か」と解説する。営利目的の施設であろうと思われるが、その実態は 柿

る

馬一匹・稲田廿(二十)畝を分ちて、識を異す。 識は故沛の隷為りて、同居す。 沛 三歳の時を以て識の為に妻を取 (娶) る。居ること一歳、 識の為に室を買い、賈

(價)

は五千錢。

う。 で、戸として独立させるの意であろうと思われる。この「分異」によってそれまでの「同居」関係は完全に改まったと見 田二十畝を「分」し、 ていた。三年前のこと、 なしえよう ここからは話題が変わって、被疑者である識に関する証言。識はもと沛の「隷」(奴隷)で、沛と「同居」(共住同籍) 具体的な検討は後節に譲り、ここでは結論のみ示しておくと、「分」は家財を分与すること、「異」は「為戸」と同義 識を「異」したという。整理小組は「異」を「沛の戸より分出する」の意と説く。従うべきであろ 沛の計らいによって妻を娶り、その一年後、 沛は識のために家を購入した。そして、馬 一匹·稲

譤 「分異」したのは二年前の秦王政十六年 得んと欲す」と。 婉謂わく「沛の死する時に識に鼠(予)うるを令せざれば、識 当に得べからず」と。 従軍するに、 識に鼠(予)えざれば、識 且に頗を告げんとす」と。 媛 訾 沛 死す。 来り帰るに、 **媽に謂いて曰わく「沛** (前二三一年)、 翌十七年に秦は韓を滅ぼし、 未だ死せざる時に肆・舍客室を以て識に鼠 (貲)を匿すを以ての故に、 更に十八年には趙に大規模な攻 即ち肆・室を鼠 識日わく「姨 (予) うと言うに、 眥 識

訪れ、 識が 撃を仕掛ける。識がいずれの戦闘に従軍したかは定かでないが、この間に沛が死亡した。そして帰還した識が頗のもとを 識は主張する かの 「肆・室」を己に譲り渡すよう迫ったのである。生前に沛がそれを与えるといった、だから請求に来たのだと

える一令」とは、 焼にとって俄には信じがたい話であった。 識の要求を婉は拒否した。そうしたところ、財産秘匿の罪を暴露すると脅され、やむなく識に「肆・室」を 整理小組・柿沼氏が注するように、「先令」(遺言)の意。 彼女の反論 -原文を示すと「沛死時不令鼠 沛は死に際してそのようなことを言い残して (予) 識」(一一七簡

一に見

付して、それぞれを独立した一文と見なす。この部分について筆者は、二つの句で一文をなしており、 「不告婏」の三字は次の句に繋げると解する。 整理小組は、 この原文(一一八簡)に 「沛未死弗欲以肆舍客室鼠 柿沼氏は「沛未死弗欲以肆舍客室鼠(予)識。不告嬢。」と両句に句点を (予) 識。 不告娛、 [後略]」と標点を付す。 右の如く訓読して つまり、

以下のように解釈すべきであろうと考える。

故、この件に関して一度も私に告げなかったのだ。生きている間に些かもその旨をほのめかさなかったのは、 う駄目を押したと理解される。 ような気持ちが沛には微塵もなかった何よりの証拠であろう。「識の発言は全くの虚偽だ」と婉は否定すべく、 沛は、死の直前はもちろんのこと、生前においても「肆・室」を識に与えようなどとは思っていなかったはずだ。 識の述べる

戸籍の妻為らず、免妾為るの故を智(知)らず。它は前の如し。

あろう。 述べられるが、 の供述が行われたと推察される。本案例では告発者による供述が連続しており、この点にやや違和感を覚えると柿沼氏は ところと食い違っていることが判明した。そこでまずかかる矛盾点について担当者が婏を問いただし、それを受けて今般 (a) の告発の後 告発内容に疑問があると感じられた場合、原告に対する尋問がまず最初になされることも十分ありえたで 担当官庁は何らかの裏付け調査に着手したのだろう。その過程で、頗の戸籍上の身分が本人の陳述する

右の最後の一文は、 担当者の問いに対する直接の回答部分で、 戸籍上の記載についてはあずかり知らぬ事実だと、 媛は 沛は識に

「肆・室」を与えると発言していたのであり、

識が

頻に告げた

事実は

虚偽で

ないこと

になる。

答えているに相違あるまい。 る」と解説するが、これを「弁解」と評するのは適切でないと感じられる。 当該の一文に関して、 柿沼氏は「姨が戸籍上沛の妻でなく免妾扱いである点を弁解してい

② 識への聴取

即ち識の為に室を買い、 しめて曰わく「且に布肆・舍客室を以て識に鼠 ●

識

曰

わく、 小きとき自り沛の隷為り。 識の馬・田を分ちて、 沛 上造の狗をして上造の羽の子女齢を求めて識の妻と為さしめんとす。 (予) えんとす」と。 識を異す。而れども肆・舍客室を以て識に鼠 羽 乃ち沛に許す。 沛巳 (已) に識の為に齢を取 (予) えず。識も励た 狗をして羽に告げ 求め ず るに、 識

回(目)に它を受く

上は 造の羽 るつもりだと、羽に告げたという。この話を聞き、羽は結婚を承諾した。婿が無一文でないとわかったからであろう。 識 この婚姻に関するその詳しい経緯で、 いの娘・齢を妻として娶った。 被疑者である識への聴取が行われた。識は幼きときより沛の「隷」であったが、沛は彼のために上 上造の狗を介して羽に娘の婚入を申し入れた沛は、 **姨の供述には見られなかった内容が語られている。** その際、 陳述のとおりであるならば、 件の 「肆・室」 以

たが、 と稲田を分与した。「肆・室」の代替として授けたのである(後述)。最後の一文は、整理小組の釈文に従って文字を補 について当時自らもその譲渡を要求しなかった、と述べているのであろう。 末尾の一句をどのように解釈すべきか、 その譲渡は実際には行われなかった。嬢が既に供述する如く、 いま一つ判然としない。 おそらくここで識は、与えられなかった 齢の婚入後、 沛は識のために家を買い、 更に馬 肆

に

仮

の

皆 重 帰るに、 (貲)を匿すを告げんとす。 姨 乃ち識に鼠 沛 已 に死す。 識 沛の未だ死せざるときの言を以て頻に謂うも、 (予) えるに、識 即ち告げず。 娛 識は沛の言を以て肆・室を求めたれば、 肆・室を以て識に鼠 (予) えざれば

劫かすに非ず。頗の之を劫かすと曰うの故を智(知)らず。它は頗の如し。

である。正当な要求であって、決して婏への脅迫にはあたらない。なぜ婏が脅されたと訴え出たのか、理由がわからない。 い。そこで、 私 (識) は帰還した後、 申告漏れの件を告発するといったまでのこと。 沛が亡くなったと聞き、 **婉のもとを訪れ** 沛がかつて譲渡すると述べたから、今回はそれに従っただけ 「肆・室」を渡すよう要求した。 されど娓は肯んじな

識はこのように供述するのである。

③ 建・昌・積・喜・遺への聴取

るも、 るに、 建建 ・昌・積・喜・遺曰わく、故沛の舍人為り。【沛】 職 焼を告げんと欲すれば、焼 即ちに券を折し、建を責めず。它は焼の如し。 建は七百を負い、 昌は三万三千、積は六千六百、 建等に銭を織 喜は二万二千、 (貸) し、以て市販し、共に贏を分けんとするも、市して折す 遺は六王。券もて建等を責めるに、建等 未だ賞

次は建等五名に対する尋問。原文は一二三~一二五簡に見えるが、一二三簡は一部欠落しており、 整理小組はそこに

「沛」の一字を補う。右の訓読の 【 】内がこれにあたる。

柿沼二〇一五参照)、建等は沛から資金の提供を受けて商いを行い、その儲けは分配すると取り決めていた。ところが、 彼ら五人はいずれも、 もと沛の舎人であった。「市販」とは「商売」、「贏」は「利益」の意であろうから

識且

「折」(欠損)とあるように、商売はうまくいかず、損失を出してしまった。各人とも負債を抱え、それは未払いの状態 債務は帳消しとなった。ちなみに建等は、 秘匿を告発するという識

④ 婡・快・臣・拳・嘉・頡への聴取

の一言が「折券」のきっかけであったと証言している。

●婡・快・臣・拳・嘉・頡の言うこと娛の如し。

(5)

狗

羽

齢への聴取

狗

羽・齢の言うこと識の如し。

- ⑥ 義・若への聴取
- 第 (義)・若は小なれば訊せず。必は死せり。

わなくなる。ここの「訊」は「関係者に対する事情聴取」の意と解釈すべきであろう。同様の用例は張家山漢簡・奏識書 対する訊問」と注記する。もしそうであるとすれば、義と若は容疑者として扱われていたことになり、 関係者への聴取が続く。⑥の「訊」について、柿沼氏は籾山二〇〇六(六七・一〇九頁)を参照して、これに「被疑者に 話のつじつまが合

でなかったこと、また長男の義より年長であったことがわかる。 の中にも確認することができる。なお、 **婉の子の内、** 婡 (④に見える) のみが聴取の対象となされている。 この娘が

⑦ 郷嗇夫と郷佐への聴取

●卿 唐・更に告げず。今籍は「免妾」為り。它を智(知)らず。 (嗇夫) の唐・【郷】佐の更曰わく、沛 頗を免じて庶人と為すに、即ち戸籍に書して「免妾」と曰う。沛 後に頗を妻と

聞き及んでいる、ということであろうか。 と二人は証言する。「沛 後に嬢を妻とするも」云々と述べているのだから、沛が嬢を娶った事実については両人とも既に は戸籍の書き換えにやってきたが、娺を妻とした際には申請にこなかった。それ故、今でも戸籍は「免妾」のままである、 戸籍の管理は郷が行っており、その業務を担当する嗇夫の唐と佐の更が呼び出され、聴取を受けた。沛は「免妾」時に

⑧識への詰問

せず、 ●識を詰するに、 (予)えざれば、識 且に婉の訾(貲)を匿すを告げんとす」と曰う? 婉の即ち其の故を以て識に鼠(予)うるは、是れ婉を劫か 〈(予)えず、識 求めず、巳(巳)に識の為に更めて室を買い、識に田・馬を分かちて、識を異す。沛の死する時、有(又)た令 (義) E 沛 未だ死せざるとき、狗・羽に告げて、且に肆・舍客室を以て識に鼠(予)えんとすと雖も、 (已) に代りて戸後と為り、肆・宅を有すれば、識 当に得るべからず。何の故に尚お肆・室を求めて「識に鼠 而れども後に識に

「小」

したるに、 而れども劫かすに非ずと云いは、 何の解ある?

以下の如く事実関係を確定していく。 の告発を全面的に受け入れて、その行為は脅迫罪にあたると識を問いただすのである。続いてこの詰問に対する識の回答。 後」たる義の所有に帰していること。第三には、 羽に告げた「肆・室」の代替物であること。第二には、その譲渡を沛は遺言で命じておらず、件の「肆・室」は既に「戸 関係者に対する聞き取りは終了し、 審理は 第一には、 「詰」、即ち「詰問」の段階へと進む。担当官はこれまでの聴取をふまえて、 識がそれを取得したのは明らかに嬢を脅した結果であること。つまり嬢 沛が識のために買い求めた家屋、分与した馬・田は、彼に与えんと狗

識曰わく、 識 実に当に得べからず。上は識を以て嬢を劫すと爲し、 □肆・室を得んと欲するも、 あり。它は前の如し 娗 識に鼠 (予) えず。 識を鼻 識 誠に恐して且に嬢を告げんとすと謂うに、 (罪) せんとするに、 識 以て避ける母 婏 (無) 乃ち識に鼠 它の解母 子

(罪)

て扱う。 文意よりして「私」あるいは「利」字の可能性が高いとしながらも、 一二九簡の原文「識曰」に続く一字は擦れて判読できない。 整理小組は、 右の残筆部分がこれに合致しないため、 左の偏の部分が「禾」と読み取れることから、 未釈字とし

定するとおり、確かに私には罪があると、全面的に審理の結果を受け入れる。 識は詰問に対して、 己の行動は確かに 一恐人 即ち脅しであって、「肆・室」を手に入れたのは不当であった。 お上が 判

55 (55)

⑨ 診 問

●問う、 匿すところの皆(貲) 金及び室・肆は、 臧 (贓) 直 (値) 各々六百六十銭を過ぐ。它は辤 の如し。

刑も「黥城旦春」と最も重い。 ® 銭以上」と評価されている。これは睡虎地秦律・二年律令どちらの規定でも、 <u> 六簡)とあり、漢初では確かに盗罪として扱われていた。右の「問」(診問)において、今般の贓額はいずれも「六百六十</u> と脅迫による財物の取得は、ともに盗罪に比して裁かれたらしい。恐喝に関しては、二年律令(盗律)に「群盗及び亡じ て群盗に従う、……、 「贓値」 (贓額) についての照会が行われた。

媛と識の罪、 人を恐猲し以て銭財を求む、人を盗殺傷す、……、自ら以て官と為し以て盗むは、 即ち家産の秘匿 科罰の基準としては最高の額にあたる。量 ―正しくいうと秘匿による税金逃れ 皆磔」(六五~六

(II) 輪

るや、識 に肆・室を鼠(予)う。肆・室の直 肆・舍客室を以て識に鼠(予)えんと欲す。後に鼠(予)ず、為に室を買い、馬一匹・田廿(二十)畝を分かち、識を異す。沛の死す て妻と為すに、有(又)た必・若を産む。 (貲)を匿すこと、税直(値)六百六十銭を過ぐ。 先に自ら告げ、識の劫かすを告ぐ。 識は沛の隷為り。 沛 為に妻を取 後に肆・室を求む。 **娛**鼠 (予)えず、識 恐して嬢に謂えらく「且に嬢の訾(貲)を匿すを告げんとす」と。 嬢 以ての故 (値) 沛 姨を御し、姨 は六百六十銭を過ぐ。得たり。皆審らかなり。 籍は「免妾」為り。 羛 (義)・嫉を産む。沛の妻危 死するや、沛 嬢を免じて庶人と為し、以 沛の死するや、 羛 (義)代りて戸の後と為り、肆・宅を有す。 (娶) り、

内容の検討は省く。 させる」の意。ここでは「おどす」と訓じた。ちなみに⑧の識の回答に見える「恐」字も意味は同じである。 補足的な説明を一つだけ加えておきたい。義は沛の「戸後」となり「肆・宅」を相続したのだが、彼は同時に父の 確定した諸事実の総括が行われた。この段落の記述は前段までの審理を集約したものであるから、煩雑を避けるため、 なお訓読文について一言しておくと、 一三四簡の原文「識恐謂姨」の「恐」字は、 直訳すると「恐れ

二年律令(置後律)の規定に「疾死して後を置く者は、……、大夫の後子は簪翦と為る」(三六七~三六八簡)と見える点に 後」でもあった。一〇八簡と一一二簡で確認できるように、それぞれの爵位は沛が「大夫」(第五級)、義は「走馬」(第三 であった。後者は秦爵で、後の「簪嵏」にあたるという。柿沼氏は、大夫沛の爵後である義が走馬であったことと、⑨ 沛の死因は「疾死」(病死)であったと推測される。正しいであろう。

婉の大夫の妻為る、 庶人為る、 及び識の皋 (罪) を疑す。 毄 (繫) す。它は県が論ず。 敢て之を獄 (誠 す。

説した如く、本案例はここで簡を改める。 先の如く総括した上で、裁定にあたっての疑問点が提示される。ここで掲げられているのは二点。 彼女を沛の妻、 即ち大夫の妻と認定するか、それとも「庶人」するか。第二は、 識の量刑についてである。既に解 一つが娺の身分に関

(c) 奏讞に対する回答(一三六簡

れる。 部分について整理小組は何も言及しないが、 上級官庁から戻ってきた回答には、 よって本稿ではこの字を補った。 右の二つの疑問点に対する二様の裁決案が示されていた。 柿沼氏が推測するとおり、文脈から考えればこれは「沛」字であったと思わ なお、「妻」の上の未釈

●吏議するに、 娛 大夫圃の妻為り。識に貲すること二甲。或いは曰わく、 娛 庶人為り。 識を完して城旦と為し、 足を禦 (級 L

て蜀に輸す

城旦の上、足枷をして蜀に輸する。本簡の翻訳はこれで十分であろうと思われるが、なぜこのような裁定が下されたのか、 第一案は、瘓を大夫沛の妻と認め、識には貲二甲の刑を科す。第二案は、瘓の身分を「庶人」と定め、識については完

そちらの方は不問に付すということなのであろうか。理解に窮する。 うであったとしても、なぜここで急にこの罪が問題とされたのだろうか。原告の嬢が訴え出たのは識の恐喝罪であって、 持しているものと思われる。「貲二甲」という量刑は、確かに識の未告発に対する科刑であるかもしれない。しかし、そ 匿を知りながらもそれを告発しなかった「不作為犯罪」に対する量刑のはずだと注釈する。柿沼氏も基本的にはこれを支 第一案について、 整理小組は、「具体的な量刑の基準は未詳」と但し書きしつつ、この「貲二甲」は、 識が : 焼の家産秘

その理由ははっきりとしない。 識の恐喝罪が認定された結果の量刑といえよう。ただし、第二案では更に「足を纐して蜀に輪す」の刑が付加されており、 と見えるように識は「公士」の爵位を保有しているから、肉刑である「黥」が免除され、「完城旦」とされた。これは、 六六○銭以上であり、この贓額であれば本来は「黥城旦」に処すべきであるが、原文に「公士識劫婦」(一○九~一一○簡) 第二案の「完城旦」に関しては、整理小組・柿沼氏ともに以下の如く説明する。識が脅し取った「肆・室」の評価額は

ている。かような判断が示されたこと、しかもそれが第一の裁定案として提示されていることは、極めて興味深い。 的な基準とした裁断であり、 その立場は戸籍至上主義と評しえよう。対する第一案は、明らかに戸籍の書き換えを容認し 言い換えれば、 **嬢を「免妾」と見なすものである。これは戸籍上の登録内容を絶対**

から申し入れがあり、それを了承した後、娛は確かに「它の人の妻」と同等の負担を担うようになった。このように彼ら 臣・拳・嘉・頡の言うこと媛の如し」と明記されているから、媛の供述と内容は一致していた。自身の妻と遇するよう沛 において、六年前に沛は自らの妻として大夫の快等に己を披露したと訴えた。快等の陳述も、 は告げたのであろう。そしてかかる第三者による証言が有力な証拠と見なされ、婏の主張が全面的に認められた。 では、 案の如き判定の論拠は何か。まず考えられるのは、 その聴取の段落に 再度の供述 (b) (l)

っきりとしない。債権を破棄したので不問に付されたとも、® に関する結論を導き出すのは困難である。なお、嬢の家産秘匿についても、最終的にどのようは判断が下されたのか、 の実母であった故に、それを沛の妻と認定するのが妥当であろうと判断されたのかもしれない。明証がないため、この点 ただし以上はあくまでも一つの推論であって、これ以外の可能性も十分想定できる。たとえば、嬢が「戸後」である義 これもまた未詳の問題といえよう また、 本案とは別件であるので別途審議されたとも考えられ は

「人の妻」として社会的に認知されていたことが戸籍の記載を覆す判定を生み出したものと了解されるのである。

- ② この時代の刑事手続きについては、宮宅一九九八・籾山二〇〇六をられることから、媛の年齢は三十歳以上であろうと推測する。① 柿沼二〇一五は、一番上の子が本件発生の当時成年であったと考え
- ③ この論争については、杮沼二〇一五が要をえたまとめを行っている。参照。 かん この時代の刑事手続きについては、宮宅一九九八・籾山二〇〇六を
- 若婢有子及経放為良者、聴為妾。⑤ 唐律(戸婚二九)には

- **疏議曰「婢為主所幸、因而有子、即雖無子、経放為良者、とあり、その疏識には次のように見える。**
- 豈堪承嫡之重。律既止聴為妾、即是不許為麥。不可処以婢為麥之「麥者、伝家事、承祭祀、既具六礼、取則二儀。婢雖経放為良、妾。」問曰「婢経放為良、聴為妾。若用為麥、復有何罪。」答曰

「妻」であったとは些か考えがたい。二年律令中に見える「下妻」であったかは不明である。ただ「免妾」の嬢が前妻の危と同格のえていない故と了解される。この点について秦漢律の規定がいかよう「妻」となることは認められていなかった。その嫁娶が「六礼」を具唐律の規定では、主の子をなした婢は解放後「妾」となりえるが、科、須従以妾為妻之坐。」

ては後考に期したい 「偏妻」などがこれに該当するのではなかろうかと予想されるが、全

「隷」の事例としては、張家山漢簡・奏讞書の案例四に 「隷」については、これを奴隷と異なる隷属身分と説く論者もいる。

它如荫。…… [後略] ……。(二九~二九簡 名数、以令自占書名数、為大夫明隸、明嫁符隱官解妻、弗告亡。 申、大夫荫詣女子符、告亡。●符曰「誠亡、齚(詐)自以為未有 ●胡丞憙敢谳(讞)之。[漢高祖十年(前一九七)?]十二月壬

とあり、また里耶泰簡・一号井出土簡に

身分の低い女性ではないかと推論される(五九頁)。また、劉二〇一 とある。これら従来の事例は全て「女子」(女性)であったから、鈴 つける劉説には違和感を覚える。「識劫嫉案」の発見により男性も には用いられない。女性を含む「隷」と男性のみの「私属」とを結び 後に確認する如く、「私属」は解放された男奴隷の呼び名で、女奴隷 一は、次節で引く二年律令中の奴隷解放規定に着目し、そこに見える 木二〇一二は、「隷」とは正式な妻ではなく、枕席に侍り、なおかつ 「私属」なる身分が「隷」に似た性格をもつ可能性があると指摘する。 「隷」と呼ばれていたことがはっきりしたから、鈴木説についても再 南里小女子苗 卅五年徙為陽里戸人大女子嬰隷(J1®1546

考が必要といえよう

そのような隷属身分――戸籍を通じて国家がその隷属関係をしっかり は、張二〇一〇(一五頁)が説く如く「隷=奴隷」と見なして論を進 些か想定しがたい。少なくとも筆者には思いつかない。よって本稿で と把握している奴隷以外の私的な隷属者――は、目下のところ史料上 り広い範囲の隷属者を含む身分呼称であるかもしれないと予想するが には殆ど違いがなかったと思われる。堀一九八七は、「隷」が奴隷よ 「臣妾(奴婢)」にも共通するところで、公法上における両者の扱い (戸籍)下に着された異姓者に他ならない。これは、後述するように 右に引用した二つの事例に基づけば、「隷」は主(戸主)

- 「婢」に対して「訊」したと見える。 たとえば第三節に引用した奏讞眥・案例二二には、被害者である
- 該当する規定は睡虎地秦律・法律答問の一~二節、 二年律令(盗

律)の五五~五六簡に見える。

- 9 正の注一)を参照 走馬については、朱・陳主編集二〇一一の九六頁(「数」・一二二節
- 柿沼二〇一五もこうした可能性を示唆する。

第三節 奴 魗

各論に移ろう。最初に取り上げるのは奴隷である。

漢初の二年律令になると「婢」字の使用が一般的となり、「御」された「妾」も「御婢」と表記されるようになる。 秦律では女奴隷を表す場合、通常「妾」字が用いられている。本案例においても婏は「故大夫沛の妾」と自称している。

兄弟・孝 (季) 父·柏 伯 父の妻・御婢を復せば、皆黥して城旦舂と為す。男弟・兄の子、孝〈季〉 父·柏 伯 父の子の妻・

御婢を復せば、 皆完して城旦春と為す。(一九五簡

なお、 御婢に関しては、二年律令 男奴隷の名称も、 秦律では「臣」 であったのが 「奴」へと改まる。

(置後律) に次のような規定が見える

[前略] :... 婢 其の主に御されて子有り、主 死せば、 其の婢を免じて庶人と為す。(三八五簡

のである。以下の二年律令(亡律)の一条を見られたい。 これと同様の条文が秦律中にも設けられていたのならば、 「庶人」となったはずである。本件の場合は、 奴隷主が生前に免じており、こうした奴隷解放もまた当時認められていた 当案件の原告である嬢も、 沛の死亡に伴って自動的に解放され

らば、 奴婢の善為りて主の免ぜんと欲する者は、之を許す。奴は命じて私属と曰い、婢は庶人と為す。……。 私属を以て庶人と為し、刑せられし者は以て隠官と為す。免ずる所 不善ならば、身ずから免ずる者 復た入れて之を奴婢と 主の死する、若しくは罪有

するを得。……。(一六二~一六三簡

奴隷が戸籍上では「免妾」と登録されたことも新たに確認されたのである。 項が秦律に由来したのであろう可能性は、「識劫娺案」簡によって一層裏付けられたといいえよう。更に、解放された女 なる婢 (妾) の自発的な解放が許されていたこと、また、放免された婢 (妾) が「庶人」となされたこと。この二

ここで本案例の中から右に関連する部分を再度引用しよう。

戸籍の妻為らず、免妾為るの故を智(知)らず。 嬢を免じて庶人と為すに、即ち戸籍に書して「免妾」と曰う。(郷嗇夫唐と郷佐更の証言―心⑦)

ろを、 その名数は着されていたと論じられる。 それぞれに見える「戸籍」は、ともに沛を戸主とするそれであったに違いない。そしておそらく、そこには婉が免ぜられ ろうかと思われる。 録されていた。それが解放の申請によって「免妾」と書き換えられたのである。そして更に「妻」と改められるべきとこ る以前から既に彼女の名が記されていたと推定される。秦代・漢初の奴隷登記に関して、鈴木二〇一二は、 沛が手続きを行わなかったため、戸籍上の記載は「免妾」のままであった。このように理解するのが最も穏当であ 主人の戸下に

解放奴隷に関する資料としては、次の睡虎地秦簡・封診式の記載にも注目したい。

て之を封守す。 に告ぐ。 甲の令を聴かず。 の罪の赦せらる、 男子丙に鞠有りて、辞して曰わく「某里の士五 爰書に、 到れば書を以て言え。(三七~四一簡 謁うらくは、公に買(売)り、 某里の士五 或るいは覆間の母 (伍) の甲 縛りて男子の丙を詣し、告げて曰わく「丙は、 (無) 斬して以て城旦と為し、 有、 甲の賞(嘗)て身ずから丙を免じ復た之を臣とするや不やを定めよ。律を以 伍 - 甲の臣なり」と。其れ名事里、坐する所論じて可 賈 (価) 銭を受けんことを」と。 甲の臣なり。 橋 (驕) 悍にして、田作せず、 (何) と云う、

奴隷主の甲が において決して希有な事柄ではなかったのだろう。 する規定と見なして大過あるまい。思うに、 て之を奴婢とするを得」と記されているのである。 てであった。この最後の項目――一度放免されたのに再び「臣」とされたことがあるか否か は、 (亡律) 「名事里」(姓名・身分・居住里) の中に関連する規定が確認される。当該条の後半には「免ずる所 不善ならば、身ずから免ずる者 「驕悍」なる「臣」(男奴隷)の丙を訴え出たところ、その身上調査が郷に命じられた。 や犯罪歴などの他、 奴隷を放免すること、及びそれを再び奴隷とすることの両事は、 封診式に見える照会事項の内容をふまえれば、この一条を秦律に淵源 「甲の嘗て身ずから丙を免じ復た之を臣とするや否や」に関し 一については、 照会が求められた項 前掲の二年 秦代 復た入れ 漢初

た当時の実情を伝えているものと思われるのである。 用意してこれに一戸をなさしめようと計らったのではあるまいか。 社会にあっては、 字の意味で、筆者はこれを「入籍」-奴隷化の措置がスムーズに処理できるよう、「免臣」「免妾」の記載にあわせて前主の名が付記されていたかもしれない 更しなければならなかった。たとえば奴隷解放を例にとると、秦代であれば「妾」(女奴隷)は「免妾」に、 (男奴隷) そしてこうした時には必ず郷に申請が行われたはずであって、 再び二年律令(亡律)を見よう。そこには「復た入れて之を奴婢とするを得」とあった。 が放免された場合は「免臣」へと、 放免後主人の籍から独立する奴隷が相当数存在したのであろう。 -旧主の戸籍に再度編入する―― 戸籍上の身分が書き換えられたものと理解されるのである。 郷の担当者もその届け出に基づいて簿籍の登録内容を変 「識劫妬案」に窺える沛と識の関係は、 -の意とするのが最も穏当であろうと考える。 経済的な余裕があれば 少しく問題となるのは そして「臣」 まさにこうし あるいは、 旧主は田宅を 再

標点の上で引用しよう。 点は識 のために妻を娶り、 その後家屋を買い求め、 自らの稲田を「分」し、 識を「異」した。これに対応する原文を、

63 (63)

右を次の二年律令 (戸律) の一条と比較されたい。対比しやすいようにこちらも原文を掲げた。

子・叚(仮)子に田を分かちて以て戸と為さんと欲する者は、皆之を許る。 及主母・叚 (假) 母欲分孽子・叚 (假) 子田以為戸者、 皆許之。(……[前略]……及び主母・叚 三四〇簡 (仮) 母の孽

示しているのである。 あると見なしてまず間違いあるまい。「識を異す」とは、識を戸として独立させること、識を別の戸主とすることを指し 傍線部を比べると、前文の「異」と後文の「以為戸」が対応していることに気付くであろう。「異」と「為戸」は同義で

沛によって識の何が「異」されたかといえば、それは戸籍であったのだろう。つまり、「異識」の「異」字は、これを正 しく説明すると、「異籍」の意にあたるであろうと筆者は考える。 に立てられたと理解しなければならない。右に示した如く「識劫嬢案」には「沛が識を異す」と記されているが、この時 たはずである。その識が「戸を為す」ということは、それに伴って彼の名が沛の戸籍から削除され、代わって識の籍が別 更にここで推測をたくましくしよう。彼は沛の「隷」(奴隷)であった。だから、もともとは沛の戸籍に名を連ねてい

次の二年律令(戸律)を見られたい。 「異」に関して、本案の識の事例からはっきりと見て取れるように、それに至る最も重要な契機は田宅の「分」であっ

諸そ戸と為らず、 田宅有りて、人名に附令する、及び人の為に田宅を名ずる者は、皆令して卒を以て戍辺する二歳、田宅を県官に

戸として独立していないのに、田宅を有して、他人名義で登録した者は処罰の対象となされた。この規定が秦律に由来す るものであるならば、 沛はなぜ識を「異」したのだろうか。その動機について当案例は全くふれない。しかし、この点に何ら言及がな 田宅を与えられた識は、 それに伴って当然一戸を為さなければならなかったはずである。

い事実にこそ留意すべきであろう。

命じて私属と曰い、 方的な要求を反映しただけの法規ではなく、実社会で実際に行われていた奴隷解放を追認した結果でもあったのだろう。 れてならないのである。二年律令(亡律)に見える奴隷解放の規定も、それは課税の対象を増やしたいという王朝側の一 るで家族周期上の一事の如く、主による奴隷の「分異」がごくありふれた日常的な一コマとして行われていたのではある るのと同じように、「生分」(父母の在世中に成人・既婚の子が別居分財すること)が盛行していた当時の社会状況下では、 るように、適齢期に至ると主から田宅を分け与えられ独立した者もいたに違いない。それはあたかも親が子を「分異」す したのである。 「私属」と呼ばれたはずである。ところが、本案例中にその呼称を確認することはできない。そもそも「識劫嬢案」 最後にその奴隷解放規定を今一度見ておきたい。そこには「奴婢の善為りて主の免ぜんと欲する者は、 職自身が供述するように、彼は幼いころから沛の「隷」であった。 沛が識を「分異」した動機について特段の説明を加えていないのは、当該期におけるこうした実情の表れと思わ おそらく、こうした奴隷は識以外にも当時多数存在していただろう。彼らの中には、まさに識がそうであ 婢は庶人と為す」とあった。この条文が秦代にまで遡るものであったのならば、 幼少時より主家で育ち、妻帯が可能な年齢まで成長 解放された後の識 之を許す。 奴は

述によって間接的に示されているのだろう。こちらについてはかかる説明で一応納得がいくと思われるが、「私属」に関

「免識」(識を免ず)といった記載すら見いだせないのである。放免の事実は、おそらく「異識」(識を異す)なる記

しては目下のところ全くの不明とせざるをえない。秦律ではこのような身分呼称が用いられていなかった可能性も十分想

定されよう。

らないのである。 認められ、その維持が保証されてもいたのであった。おそらく、この当時、奴隷主と奴隷 ま解消されるのではなく、それ以降も継続されたのであり、しかもこうした旧主―元奴隷の結びつきが法制上においても のであった。これらを総合すると、秦代・漢初では奴隷がその主によって免じられたとしても、 であった過去はしっかりと記録として残されていたのである。また、秦・漢初を通じて再奴隷化の規定も設けられていた 節の考察から推断される如く、秦代においては放免された奴隷が「免臣」「免妾」と戸籍上には登録されていた。「臣妾」 が解放後も依然として旧主に属する存在と位置づけられていたであろうことは、揺るがない事実と確定されよう。更に本 つきを重ね合わせて、 の関係に強く準えられていたのであろう。「分異」しても決して解消されることのない父―子の絆に奴隷主―奴隷の結び その存在形態や戸籍上の登録など、「私属」の具体像は一切わからない。されど、右の奴隷解放規定に基づけば、 後者の関係の安定化を図ろうとする社会的な意図が、ここに垣間見られると、筆者には思われてな (特に男奴隷)の関係は親と子 両者の主従関係はすぐさ

- のかもしれない は、其の賦を倍す に見える第一次商鞅変法の記載——民の二男以上有りて分異せざる者 このように推測して大過ないとすれば、『史記』巻六八・商君列伝 ―の「分異」も、あるいは「分財異籍」の略称な
- 律) には 田宅を有すれば「為戸」は必須であったが、ただし、二年律令 欲為戸、以為其田予之。其已為戸而毋田宅、 [前略]……。不幸死者、令其後先択田、 乃行其余。它子男 合

田宅不盈、得以盈。

不比、不得。(三二二~三一三箇

- とあるから、田宅を有さなくても「為戸」は可能であったと考えられ
- えられよう。なお、識(男奴隷)と同じように「分異」された「妾 の案例四に見える「符」(大夫明の隷) 他の「妾(婢)」であれば、前節注⑥に引用した張家山漢節・奏讞書 に、旧主の戸籍のもとにその名が登録されていたと理解される。その のであろう。彼女らは放免された後も、嬢がまさにそうであったよう おそらく、その対象としては主に「御妾(御婢)」が想定されていた 奴隷の解放について二点ほど、付け加えておきたい。女奴隷の場合 の如く、 出嫁するケースが考

それ

その対象に含まれておらず、田宅受給者ではなかったと考えられるこ(戸律)に見える田宅受給規定(三一〇~三一二節)には「私属」が名は依然として前主の戸籍下に登録されていたと論じる。二年律令名は依然として前主の戸籍下に登録されていたと論じる。二年律令名は依然として前主の戸籍では、一次の対象に含まれている。追加説明の二点目は(辨)」(女奴隷)が存在したかは定かでない。追加説明の二点目は(辨)」(女奴隷)が存在したかは定かでない。追加説明の二点目は

が認められなかったと推断するのは早計であろう。に田宅がなくても「為戸」は可能だったのであり、「私属」の「異糖」かった」と氏は述べる(八五頁)。しかし、前注で既に指摘したようとから、それは「田宅受給資格となる自身の戸を立てることができな

第四節 「舎

及び同書巻九九上・王莽伝の顔師古注「舎人は私府の吏員なり」を引用する。 の舎人に関しては既に専論がある。整理小組も本案例の「舎人」に注記して、これを「私門の吏員」と説き、続けて『漢 書の案例一五には「舎人の士伍興・義」、また案例一六には「新郪[県令の]信の舎人」であった蒼、「舎人の簪裊餘」、 等のように「舎人」の肩書きを有する人物は、 書』巻一上・高帝紀上・秦二世三年六月の顔師古注「舎人は、親近左右の通称なり。 「舎人の小簪裊造」、「[新郪県令] 信の舎人の莱」といった名が見える。彼らは全て県令の配下で、かかる地方長官付き 本案例によれば、 沛に債務を負っていた大夫の建、公卒の昌、 他の出土資料中にも確認することができる。たとえば、張家山漢簡・奏讞 士伍の積・喜・遺は全員もと「沛の舎人」であった。 後に遂に以て私属の官号と為す」、

高い。とすれば、ここに見える舎人を説明するのに「吏員」や「官号」の語を用いるのは、やや適切さに欠くといえよう。 がたい。その官歴について一言もふれていないからである。柿沼氏が推測するとおり、沛は「非官吏」であった可能性が ただし、ここで留意すべきは沛の経歴である。当案例を読むかぎり、彼が生前何らかの官職に就いていたとは些か考え では、かかる舎人の類例を他の出土資料中に求めてみよう。すると、わずかに一例であるが、これに符合すると覚しき

『該案例のあらましは次のようであった。女子の婢が市場から帰る途中でのこと、背後より何者かに刺され、 携えてい

事例を見いだすことができる。張家山漠簡・奏識書の案例二二に検出されるのがそれである。

担当し、 た金銭を奪われた。獄史の順等が賊の探索を開始するものの、 の都合上、 必死の捜索の結果、公士の孔なる人物を検挙するに至った。 原文もあわせて掲げた。なお、釈文は彭等主編二○○七に従い、一部分標点を変更した。② 捜査は難航を極める。 以下、本稿での検討に必要な箇所を引用しよう。 やがて獄史の舉閥が代わってこれを

舉閥求 券。」婢曰「母此券。」……。 類男子。謼 ●六月癸卯、典贏告曰「不智 (保)庸·里人·智 (撣) 銭千二百、 母徴物以得之。 (呼) 盗、 女子齔出、謂婢北(背)有笄刀、乃自智(知)傷。」……。訊婢、「党(儻)有与争闘、相窓(怨)、及商販 操签、 知 即收訊人竪子及賈市者舍人・人臣僕・僕隸臣・貴大人臣不敬愿、它県人来流庸 順等求弗得、令獄史舉闞代。舉闞以婢價所券謙 識・弟兄貧窮、 道市帰。 四(知) 何人、刺女子婢取里中、 到港中、 疑盜傷婢者。」曰「毋有。」視刀、 或道後類塹 (暫) 奪銭。不智(知)之所。」即令獄史順・去疢・忠文・□固追求賊。 軵婢。 僨、 有頃乃起、銭已亡、不智(知) (廉) 視賈市者、 鉄環、 長九寸。 類繒中券也。……。 婢債所有尺半荊券一枚、 (傭)、 何人之所。其軵婢疾 疑為盗賊者、 設求其左、 其歯類買人

為謂即

(節)

出入所以為衣食者、謙

(廉)

問其居処之状、弗得。

...... [後略]

其の歯は賈人の券に類たり。 子の齔 ち起きるに、銭 二百を但(撣)い、簦を操ち、市道り帰る。巷中に到るに、或るひと後ろ道り塹(暫)に婢を軵すに類たり。僨れ、 刺し、銭を奪うものあり。之く所を智(知)らず」と。即ち獄史の順・去疢・忠文・□固をして賊を追求せしむ。 と疑がわるる者有るか」と。 くは与に争闘して、 れる所の券を以て賈市の者に謙(廉)視せしめるに、繪中の券に類たるなり。……。 - [始皇帝六年(前二四一)] 六月癸卯 (二七日)、[里] 典の嬴 告げて曰わく「何人なるかを智 出でて、 已に亡く、 婢の北 相い 恋 (背)に笄刀有りと謂うに、乃ち自ら傷つけらるるを智(知)る」と。……。婢を訊するに、 何人にして之く所を智 (怨) 婢曰わく「此の券毋し」と。……。 日わく「有る毋し」と。刀を視るに、鉄環ありて、長さは九寸。 むもの、 及び商販・葆 (知)らず。其の婢を軵すこと疾ければ、男子に類たり。 (保) 庸・里人・智 順等 求めるも得ず、獄史の舉閲をして代わらしむ。 知 識・弟兄の貧窮するものにして、 其の左[券]を譲求するも、得ず。 婢の債れる所に尺半の荊券一枚有り (知) らず、女子の婢を取里中に 盗と謼 婢日わく「銭千 婢を盗傷せん (呼) ぶや、 頃く有りて乃 舉關 舉閥 (償) 婢の債

者を視し、其の居処の状を謙(廉)問するも、得ず。…… [後略] ……。 の来りて流唐 徴物の以て之を得る毋し。 (傭 するものにして、 即ち人の竪子及び賈市の者の舍人・人臣僕・僕隷臣・貴大の人臣の敬愿ならざるもの、 盗賊為りと疑わるる者を收訊し、 編く其の為謂の即 節) 薄 出入して以て衣食を為す所の 它県の人

名を列記している部分と見なすのが穏当であろう。傍点部に関しては、本釈文の他に「□□取葆庸」と「及賈販取葆庸」の□・同□□○六の釈文はともに「大」に作る。「順」から「固」までは、標点になおも疑問は残るものの、獄史 釈文について若干の補足説明を加えておきたい。「令獄史順・去疢・忠文・□固追求賊」の「文」字を、 例二二には「賈」字が頻出するが、字形の上ではこれが最も近いと筆者には感じられる。この部分の釈文は、「商」字を 該文字の輪郭が「《二年律令・秩律》四一五号簡(「四五一号簡」の誤植—引用者)の『商』字に似ている」と同書は注記 は成り立たない。彭等主編二○○七の釈文に従うべきであろうと思われるが、ただ一点気になるのは「商」字である。 の二案がある。この部分の赤外線写真を確認すると、当該箇所の文字数は明らかに五字である。よって、六字で釈する案 「賈」に改め、「及賈販葆庸」とすべきであろう。 しかし、赤外線写真を用いてこの両字を比較すると、それが同一の文字あるという見解には首をかしげたくなる。案 張家山整理小組 獄史の

を確認すると、そこには 書の釈文では、 さて本題に移ろう。傍線部を見ると、そこには「賈市者舍人」とある。「賈市者の舍人」と訓ずるのが正しい。 いずれも「舎人」に「《漢書・曹參伝》の注に『猶お家人のごときなり』」と注記する。 曹參伝 前掲三

蕭何の薨るや、參之を聞き、舎人に告げて趣して治行せしむ。

舎人は猶お家人のごときなり。一説に私属の官の家事を主る者なり。

案」の「舎人」について考えてみよう。 池田編二○一五も、おそらくこれに依拠して、「賈市者舍人」を「市中の商人の召使い」と翻訳する。当該案例の「舎人」 と注を付している。 が「民間の有力者に奉仕する従者」を指し示しているであろうことは、まず間違いない。では、以上をふまえて「識劫嬢 註解を引用しないのは、本案例の場合相応しくないと判断したからであろう。一方、前者の「家人」は「僮隷」の意で、 後者の「一説」は、先の「吏員」「官号」という解釈に通じる。案例二二の釈読者が等しくこちらの

等は彼を出資者とするその「舍人」として商いに従事したのだろう。沛を中心とする商人のグループが形成されたのであ 事業が失敗した後、つまり返済の証文が作成された時のことと了解すべきであろう。 始した時点」で建等は「沛の舎人ではなくなっていた」と推定されるが、「主―舎人」の関係が解消されたのは、 り、その内部を律していたのが「主―舎人」の紐帯であったと理解される。柿沼氏は、「沛から資本金を受けて商売を開 第二節的③で確認したように、建等はそれぞれ沛から資金の提供を受けた。沛が「賈市者」であったとするならば、

れない。少なくとも、建等には負債の返還を期待できるだけの経済的な能力があると見なされていたはずで、彼らを私家 ていることから推論すると、 あっただろう。彼ら五人は、 間に超えられないほどの隔絶した身分差があったとは些か考えがたい。公卒の昌や士伍の積・喜・遺等もこの点は同じで 識の恐喝事件が起こった当時、大夫の爵を有していた。それはかつての主である沛の爵位と異ならない。 彼らの間の「主―舎人」関係は、出資時に取り結ばれた契約関係の一形態であったのかもし 経済的な有力者の庇護下に入った平民と見なしうる。この五名が後に欠損の弁済を請求され 両名の

人々であったのであり、

の隷属民の如き存在と理解するのは的外れであろう。

これに対して、

奏識書・案例二二の

「賈市者舎人」からは、

やや趣の異なった「舎人」像が帰納される。

先の傍線部

は、 年・市中の商人の召使い・私家の下僕・官府の雑役をする隷臣・有力者の召使いで素行の悪い者」と訳す。 見ると、それは「人竪子」や「人臣僕・僕隷臣・貴大人臣」と併記されており、 主人の店舗に勤務する従業員で、その中には無頼の如き悪漢(たとえば用心棒)も含まれていたのだろう。 池田編二〇一五はこの部分を「不良 当案例の舎人

ち にも同様であって、そこには「賤人」と罵られる者から、「客」として遇される者まで、様々な様態が確認される。 評して「家の私属」「家父長制的規制下における私属」と述べるが、民間社会のそれもまた、 のように、「吏員」としての舎人に関しては、 違いがあったと予想される。そしてこの関係は時に解消することも可能であったのである。 もし本節の検討結果をふまえて秦代の民間社会における「主―舎人」の関係を整理すれば、 の強固な人的結合関係を重視すべきだと、 それは平民同士の間で取り結ばれた主従の関係で、両者を結びつける従属の度合いには個々のケースによって強弱 口に「舎人」といってもその実態には大きな幅があったと考えられる。 西嶋説を批判した。存在の多様性が評価を複雑たらしめている要因であろう。 西嶋定生氏がこれを「家内奴隷」と形容し、 かかる現象は貴族・高官に仕える舎人の場 一方、 増淵氏は貴族・ 次のようになるであろう。 もともとは主家に 増淵龍夫氏は、 高官の舎人を 主人と 周知 剆

売買を生業とする者の間で当時こうした主従の関係が盛行していた実情を表しているのであるまい の世界においては家族・血縁といったプリミティブな結合原理が比較的強固で安定した関係を築く基盤として尊ばれてい か。 流動性 の高 商

奏讞書の案例二二、そして「識劫媛案」と、「賈市者」に従う「舎人」の事例が偶然にも重なって確認され

擬制的な家族員として遇されていたのであろう。

① 専論としては直井一九九九、周二〇〇四などがある。

右はそれ故の事象であったと臆断されるのである。

奏識書・案例二二について、他に張家山整理小組二〇〇一、同二〇

(2)

- 〇六の釈文がある。また訳注としては学習院大学二〇〇一、池田編二
- ○一五があり、本案例を専論した飯島二○○○a、同二○○○bもあ
- ④ 張家山整理小組二〇〇一の釈文。
- ⑤ 張家山整理小組二〇〇六の釈文。池田編二〇一五はこれに従う。
- ⑥ 彭・陳・工藤主編二〇〇七所掲の図版がこれにあたる。
- ⑦ かかる釈文は、蔡二〇〇六の所論と同じい。彭等主編二〇〇七は蔡

- けて解釈する。) 飯島二○○○a、学習院大学二○○一は「賈市者」と「舍人」に分氏の見解を引用した上で「商」字とする新たな釈読案を示す。
- ある。梁章鉅『称謂録』巻二五・「僕」を参照。

 『漢書』巻八八・儒林伝・轅固伝の師古注に「家人言僮隸之属」と
- ⑩ 「識劫婉案」によれば、沛は「市布肆」などを経営すると同時に

》 この点に関しては西嶋一九八三、増淵一九九六などを参照。なお、いるが、その実体については再考の余地があると感じられる。 祭漢時代では、法制上商人の土地保有は禁じられていたと考えられて不福田」も所有していた。商業と農業を兼業する利殖家と見なせよう。

本文で示す両氏の見解もこの論考による。

第五節 「里 単

第二節し①で焼は次のように述べていた。煩を厭わず再度引用しよう。

ち宗に入り、里人の不幸にして死する者のために単賦を出だすこと、它の人の妻の如し。 居ること二歳、沛 宗人の里人たる大夫快・臣、走馬の拳、上造の嘉・頡に告げて曰わく「沛に子の婉の所の四人有れば、妻を取 (娶)らず。頗をして宗に入れ、里単賦を出だし、里人と通じて歓(飲)食せしめんと欲す」と。快等曰わく「可なり」と。頗 即

に加え、その一員としての義務と権利を認めるよう申し入れたと推察される。 前妻の危が死亡してから二年後のこと、沛は快・臣・拳・嘉・頡の五名に対していくつかの申し出を行う。 「入宗」させること。この語は他に用例を見ない表現であるが、「宗人に加入する」の意であろうか。嬢を同宗の構成員 第一には嬢を

ば、 次に沛が願い出たのは「出里単賦」と「与里人通飲食」であった。「入宗」が宗人(血縁)に関わる要請であるとすれ こちらは里人 (地縁)との関係をめぐる申し出といいえる。まずは後者の点について検討を加えたい

ここで着目すべきは、

睡虎地秦簡・法診式の次の記載である。

毒言 丙 (知)る者、皆丙と飲食し難しとするも、丙は而ち毒を把たず。它の坐毋(無)し」と。(九一~九四簡 里人及び甲等と会して飲食せんとするも、 丙の家に節 (即)し祠有らば、甲等を召すも、甲等 肯て来たらず、亦た未だ嘗て丙を召して飲せず。里に節 某里の公士甲等廿人 里人の士五(伍)丙を詣し、皆告げて曰わく「丙に毒言有りて、甲等 焉と飲食し難きに、 ……。●丙を訊するに、辞して曰わく「外大母の同里の丁 毒言有るに坐し、卅余歳の時を以て罨 皆肯て丙と桮 (杯)器を共にする莫し。甲等及び里人・弟兄、 及び它人の丙を智 (即) し祠有らば

社祭が想起される。 可欠な資格であったに違いない。 で、各々の祖禰に対する「祠」などがこれに相当しよう。いま一つは里を単位とする共食で、その具体例としては春秋 ろう。この「毒言」によれば、 整理小組も右を引用して、「通飲食」の「飲食」を「祭祀の時などに集会して飲食する」ことと解説する。従うべきであ 沛が要請したのは後者に婏が参列することであって、それへの参加は里の一員と認められるための不 、当時「祠」(祭祀)に伴う共食には二種類あった。一つは里人の各「家」が主催するそれ

釈するのが正しかろう。つまり、 れている。 柿沼氏が説くように、この部分は「宗人と並びに里人の快」ではなく、「宗人であり里人である快」云々と解 快等は沛の同宗であり同里の人であったと想定される。では、なぜ「入宗」のみならず、

ここで、沛と快等との関係について考えてみたい。原文を見ると、「大夫快」云々の前には「宗人里人」の

「通飲食」の件も彼らに許可を求めたのか。

四字が置

一つの可能性を示しておくと、里への申請にあたってはそれを保証する同里

の在住者が必要であったのではなかろうか。「入宗」とあわせて快等にその保証人となることを願い出たと筆者は推論す

二年律令 (置後律)

には

ること母きものをして占を任ぜしむ。(三九〇簡 嘗て罪耐以上有らば、 人の爵後と為るを得ず。諸そ当に撵(拜)して爵後となるべき者は、令典若しくは正・伍・里人の五人を下

するのは、 とあり、 爵後となるには五人以上の保証人が必要であった。奇しくも快等が五名であることにあえて意味を見いだそうと 牽強付会の説であろうか。

土した「漢侍廷里父老僤買田約束石券」(後漢章帝建初二年(七七)の紀年を有す)の公表以降、「単」(以下表記はこの字に統 一する)の性格をめぐって様々な意見が提示された。 話題を「出里単賦」に移そう。「単」は「僤」「彈」とも表記される在地社会の組織で、一九七三年に河南省偃師県で出

に四川省宜賓市翠屛村三号墓から出土した次掲の墓磚銘文である。 ある「里」とそれが重なり合っていた。このように論じるにあたって、兪氏が依拠した最も根本的な資料は、一九五五年 る共同体であった「単」は、やがて地縁的紐帯に基づく居民の共同体的組織に変化し、漢代においては国家の行政単位で たとえば、兪一九九四は、殷周時代にまで遡ってこの事例を博捜し、その上で次のように述べる。本来氏族を単位とす

①永元六年 (九四) 八月浩

②永元六年宜世里宗墼利後安楽

③宣化宜世彈休之蔵永元六年始诰

と説く。そして、磚文③に見える「宜世彈」の「宜世」が磚文②の里名と同じであることから、漢代では一つの「単」 文③の「休之蔵」を、「休之」は墓主である宗氏の名、「蔵」は「葬」字に通じるとして、この三字を「宗休之の墓」 磚文②の「宗墼」について、「宗」を墓主の姓、「墼」を「磚」字とし、これを「宗氏の用いる磚」と解釈する。 また、 の謂 が 磚

一つの「里」に相当した、と結論づけるのである。

けられた人的組織であったと見なされているのだろう。 ために結成された「単」と論じる。籾山氏は兪一九九四の見解を批判して、「単」という組織を血縁にも地縁にも基づか 印徴存』巻五引く後漢の印章「宗単祭尊」(No. 1011)を掲げ、この「宗単」も「冢単」のことであるとし、 かにそれは里名を冠しているけれども、決して地縁的な共同体などではなく、造墓といった特定の目的を果たすために設 これに対して籾山二〇一三は、磚文②の「宗」字に関して、この字を「冢」の仮借と見なす。 上古の「盟誓習俗」に淵源する「人群組織」と位置づけられている。おそらく磚文③の 「宜世彈」 あわせて『秦漢南北朝官 についても、 これを造墓 確

七・楊朱の記載が参考となろう。 死する者のために単賦を出だすこと、 一識劫嬢案」に現れる「単」もまた、葬送に関わる互助組織であった。 它の人の妻の如し」と述べている。「単賦」の 「賦」に関しては、次の 「列子」巻

て之を蔵め、 を留めず。其の病むに及ぶや、 衛端木叔なる者は、 将に衰えんとするや、 其の子孫の財を反す。 子貢の世なり。 其の家事を棄て、 薬石の儲無く、其の死するに及ぶや、瘞埋の資無し。一国の人、其の施しを受けし者、相与に賦、 其の先 貲に藉りて、家に万金を累ぬ。 都べて其の庫蔵せる珍宝・車服・妾媵を散じ、 世故を治めず、意の好む所を放にす。 一年の中に焉を尽くし、 子孫の為に財 行年六十、

と呼ばれていたであろうことは、疑いようのない事実といいえる。ちなみに兪一九九四は、前掲の磚文③「蔵」字を 死する者」の葬儀を支援するために里人相互が資金を拠出していたこと、そしてそれが当時「単賦」あるいは たのであり、各人ごとに一定の金額が割り当て」られたのだろう。徴収の方法等、不明な点は多々あるが、「不幸にして 傍点部分に見える「賦」は「わりあてる」の意に他ならない。整理小組が説く如く、「里人は金を出して葬儀を助け合っ

「葬」と解釈するにあたって、右の『列子』傍点部を一つの根拠としている。

少なくとも本案件が生起した秦代の時点では、里の所属員がその地縁的な紐帯を確認・維持するための装置としても、そ 可を願い出た。後者が里の祭祀に参加する里人としての権利に相当したとすれば、前者はそれが負うべき当然の義務であ 即ち、里の住民が全員「単」の構成員であったと想定される点である。沛は「出里単賦」と同時に「与里人通飲食」の許 る例証と見なせよう。ただし留意すべきは、この「単賦」が里人乃至は里内の家全てに課されていた可能性が高いこと、 ったと推測される。「単」は、籾山氏が正しく論じられるように、「盟誓習俗」に由来する民間の組織であっただろうが、 「単」は、本案例の場合においても、明らかに特定の問題を解決するための互助組織であった。籾山氏の主張を裏付け

「その他の里人」を指していると考えなければならない。本稿のよう「その他の里人」を指している。この爰書の「里人」は、告発者である「甲等」二十人を除いたいる。この爰書の「里人」は、告発者である「平等」二十人を除いたに、原告である里人の「甲等」と区別して「里人」の語が用いられてに、原告である里人の「甲等」とある点である。ここでは明らかすべきはこの直前に「甲等及び」とあるため、この「甲等」が「里「里人弟兄」の直前に「甲等及び」とあるため、この「甲等」が「里「里人弟兄」の書が出る。しかし、かかる理解は正しくない。行しているように感じられる。しかし、かかる理解は正しくない。

2

柿沼氏は、二年律令(盗律)

れは活用されていたと理解されるのである。

「里人弟兄」について、現在これを「同里の弟兄」とする解釈が通

に「里人並びに弟兄」と両者を並列の関係でとらえるべきであろう。に「里人並びに弟兄」と見える。また、『礼記』 椋弓下には大・智(知)識・弟兄」と見える。また、『礼記』 椋弓下には、疾点部の続きに「里人なみに、前節に引いた奏識書・案例二二には、疾点部の続きに「里となみに、前節に引いた奏識書・案例二二には、疾点部の続きに「里となみに、前節に引いた奏識書・案例二二には、疾点部の続きに「里となびに弟兄」と両者を並列の関係でとらえるべきであろう。

を同じ意味でとる。しかし、それでは続く「飽道之」と内容が重なっ の盗律に関しては、専修大学二〇〇四・富谷編二〇〇六も「通飲食」 とある一条を引き、 黥為城旦春。其能自捕若斬之、除其罪、有(又)賞如捕斬。 (発)、弗能捕斬而告吏、除其罪、勿貲。(六三~六四節 人為羣盗而通欽(飲)食魄遺之、与同罪。 「通飲食」を「飲食を提供する」の意と説く。こ 弗智 1 (知)、

「毒言」に見える二つの「祠」については、 かつて下倉二〇一〇で

之」が表しており、「通飲食」は「共飲食」の意で、「飲食を共にす てしまい、表現としてはくどい印象を受ける。飲食の提供は「餽費

る」と解釈するのが自然であろうと思われる。

その論争史については籾山二〇一三が詳しい 「単賦」が誰を対象に割り当てられたのか、それは専ら「人妻」の

ぉ

わ V) に

- 等々、不明な点が多い。なお、整理小組は「里人の死亡時に『人妻』 妻だけが

 『単賦』を払うとは限らない」と述べる。 等の身分に照らして割り当てられた」と注記し、柿沼氏は「むろん人 れたのか、それとも出資に備えて事前に定期的に納金されていたのか みに課されたのか、また、その徴収は死者が現れたときに臨時に行わ
- 死ぬこと」と記す。 修大学二〇〇六は、戸律(三一〇~三一三節)に見えるこの語に注記 ことで、刑死などを含まない意と説く。ちなみに富谷編二〇〇六と専 す語とは異なると解説する。柿沼氏は、「運なく凶事に遭って死ぬ」 法制用語で、「疾死」「非疾死」「死事」といった特定の死の様態を示 して、前者は「罪を得て死ぬのとは区別された表現」、後者は「人が 「不幸にして死する者」について、整理小組は広く「死亡」を指す

の単位で事前に確保しておくのは相当の難事であったのだろうか。いずれにせよ、人々はいざという事態に備えてお互い れていたことになる。死者の葬送にはかなりの経済的負担が伴ったのだろう。それを自弁しえるだけの資金を各戸・各家 ように後漢の印章「宗単祭尊」の「宗単」が「冢単」であったとするならば、後漢時代にも造墓のために「単」が結成さ 本案例に見える「単」は、まさに葬儀の支援を目的とした地縁的な互助組織であった。更に、籾山二〇一三が推論する

に支え合うセーフティネットを構築していたと考えられるのである。 では、葬送という一事に拘って、更に事例を求めてみよう。すると、次のような興味深い記事を見いだすことができる。 (77)

五穀 ち宗人を糾合して、共与に之を挙げよ。親疎・貧富を以て差と為し、正心に平斂し、相踰越する毋れ。務めて先ず自ら竭くし、 既に登り、 家に蓄積を儲う。 乃ち時令に順い、喪紀を勅す。同宗に貧窶にして喪を久しくするも葬るに堪えざる者有らば、 則

て随わざるを率いよ

これは『四民月令』十月条の記述で、 本書は後漢桓帝期に活躍し、 霊帝建寧三年(一七〇)に死去した崔寔が著したもの

劫媛案」の「里単」と全く違いはないのだが、ただ一つ大きく異なる点がある。それは右の記載を一瞥すれば直ちに気づ よって拠出金に差等を設けようといった発想も、「単」の中に既にあったかもしれない。葬送の互助組織であること、「識 くように、その構成員が「里人」ではなく、「宗人」であることである。 貧乏で葬式を挙げられない者のために糾合して資金を出し合うというのは、「単賦」の精神と殆ど変わらない。

相には大きな隔たりが看取されるのである。 として果たしていたに過ぎない。葬送を軸に「宗」という関係を比較すると、「識劫婉案」と『四民月令』から窺える様 っていたのだから。『四民月令』の中で期待されている役割を「識劫媛案」中の「宗人」は、同じ「里」「単」に属する者 「単」への加入も求めたのである。なぜならば、葬送に関わる互助的なネットワークは「宗」ではなく、「里」「単」が担 「識劫娺案」の中にも「宗人」は現れる。沛は彼らに対して婏の「入宗」を願い出ていた。けれども、 同時に「里」と

ような「宗人」がいないと、「同宗」内の団結は十分に維持しえない。だから、その役割を担えよと、崔寔はこの書を通 いよ」とある。「随わざる」者の存在を想定している点に留意しなければならない。「務めて先ず自ら竭くす」リーダーの 既に下倉二○一○で論じた如く、引用した『四民月令』の最後の一文には「務めて先ず自ら竭くし、以て随わざるを率

じて子孫達に訴えているのである。

78

多い。「識劫娺案」によってその欠が些かなりとも埋められたのではないかと筆者は確信するのである。 ない。宗人・同宗・宗族、即ち中国における同姓親関係のありようにも、当然歴史はある。その結びつきは徐々に、 それでも「識劫頻案」中の「宗人」関係に比すれば、その機能的集団としての性格は格段に増したと了解しなければなら ておそらく意図的に強化されていったと予想される。 彼の描く後漢後期の「同宗」は、おそらく近世の宗族に比べると、はるかに脆弱な組織であったと評しえよう。しかし、 かかる中国父系関係史の具体的な軌跡については、 なお未詳な点が 、そし

《引用文献

部) コロ〇〇〇a「市に集まる人々――張家山漢简『奏獻書』案例飯島和俊 二〇〇〇a「市に集まる人々――張家山漢简『奏獻書』案例

「奏識書」」案例22に見えるの「它縣人來乘庸」を手がかりとして「奏識書」」案例22に見えるの「它縣人來乘庸」を手がかりとして飯島和俊 二〇〇〇b「秦漢交替期の雇用関係——「江陵張家山漢簡

(汲古書院) 池田雄一編 二〇一五『漢代を遡る奏谳――中国古代の裁判記録――』

識劫嬢案——」(「帝京史学」三〇) 枯沼陽平 二〇一五「岳旅書院蔵奏簡訳注——「為獄等状四種」案例七

漢僧『奏蔵背』を読む――」(『学習院史学』三九)学習院大学漢簡研究会 二〇〇一「秦代密通・盗傷事件――江陵張家山

紫 万進 二〇〇六『張家山漢節《奏讞書》研究』(広西師範大学出版

と人との結びつき――」(『歴史と文化〈東北学院大学論集〉』四五)下倉 渉 二〇一〇「刺謁・振贍・潔祀――『四民月令』に描かれた人

朱漢民・陳松長主編 二〇一一『岳麓書院蔵秦簡(貳)』(上海辞書出版

朱漢民‧陳松長主編 二〇一三『岳麓書院蔵秦簡(参)』(上海辞書出版

若干考察」(「立命館文学」五八五) 若干考察」(「立命館文学」五八五)

陶安あんど 二〇一二「粢漢律"庶人"概念辯正」(『簡帛』七若干考察」(『立命館文学』五八五)

鈴木直美 二〇一二『中国古代家族史研究』(刀水背房)陶安あんど 二〇一二『楽漢律"庶人"概念辯正』(【簡帛】

専修大学『二年律令』研究会 二〇〇四「張家山漢簡『三年律令』訳注

專修大学『二年律令』研究会(二〇〇六「張家山漠簡『二年律令』訳注(二)――盗律――」(『專修史学』三六)

(七)——復律·賜律·戸律——」(『專修史学』四二)

喂家山二四七号菓菓竹節と理卜组 二○○一『喂家山張栄強 二○一○『漢唐籍帳制度研究』(商務印書館)

号墓〕』(文物出版社)

予至記(宋文修訂本)』(文物出版社)

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組

二〇〇六『張家山漢墓竹簡

二四七

79 (79)

直井晶子 一九九九「前漢初期の県令と門下・舎人――張家山漢簡「奏

1嶋定生 一九八三「中国古代帝国形成の一考察――漢の高祖とそ 瀛書」案件十六をめぐって――」(『史濱』二一)

臣――」(『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、初出は西嶋定生 一九八三「中国古代帝国形成の一考察――漢の高祖とその功

野浩・陳偉・工藤元男主編 二○○七『二年律令与奏獻書――張家山二

一九四九年)

晁(敞一)一九八七「雲夢桑簡にみえる奴隷身分一(『中国古代の身)四七号漢墓出土法律文献釈読──』(上海古籍出版社)

劉

兪

制】汲古書院) 堀 敏一 一九八七「雲夢粢簡にみえる奴隷身分」(『中国古代の身分

増淵龍夫 一九九六「戦国官僚制の一性格」(『(新版) 中国古代の社会

宅 潔 一九九八「秦漢時代の裁判制度――張家山漢簡《秦識書》よ

と国家』岩波書店、初出は一九五五)

り見た――」(『史林』八一一二)

民社会——第四屆國際漢学会議集古代庶民社会』中央研究院)籾山 明 二〇一三「漢代結僤習俗考」(邢義田・劉增貴主編『古代庶籾山 明 二〇〇六『中国古代訴訟制度の研究』(京都大学学術出版会)

80 (80)

欣寧 二○一一「秦漢律における同居の連坐」(『東洋史研究』七○版、原書は一九八八)
「中国古代の社会と集団」(雄山閣出傳超(鈴木敦訳) 一九九四『中国古代の社会と集団」(雄山閣出

簡による検討──」(伊藤敏雄・窪添慶文・関尾史郎『湖南出土簡鷲尾祐子 二○一五「分異の時期と家族構成の変化について──長沙呉

(東北学院大学教授)

On the Claim of a Woman: Slaves, She ren 舎人, and Li dan 里単Appearing on the Shi jie Wan an 識劫娛案 of the Qin Bamboo Slips

Kebt in Yue Lu Academy 岳麓書院蔵秦簡

by

SHIMOKURA Wataru

In 2013 Shanghai Lexicographical Publishing House published volume three of Qin Bamboo Slips Kept in the Yue Lu Academy 岳麓書院藏秦簡 and the legal work titled Wei yu deng zhuang si zhong 為獄等状四種 thereby became public. This article addresses the "Shi jie Wan an" 識劫娛案 one of the zou yan shu 奏讞書 (varieties of legal precedents) that appears among them and examines it from the standpoint of family history and familial relations.

In this document, it is possible to confirm the date "Qinwang Zheng 18" (BCE 229). Thereby, we understand that the trial occurred just prior to the establishment of the Qin empire. The plaintiff was a woman named Wan 媛, a former slave, who claimed that she had been threatened by someone named Shi 識. The reason for the threat was that Wan had misreported the family assets. When she was still a slave, Wan gave birth to the master's children and she was later freed from servitude, becoming the wife of her former master. Because her husband had died, when Wan reported the family finances in place of the young children, she did not report the debts owed by her husband's she ren 舎人 as family assets. Shi knew this fact and threatened Wan. Wan thereafter destroyed the documentary evidence, cancelling their debts, and moreover initiated a suit against Shi for threatening her. Then, when the investigatory process began, it was discovered that Wan, who should been the wife of her former master, did not appear in the household record as his wife.

The people who appear in this case are extremely diverse. The plaintiff Wan and the accused Shi were both freed slaves, as was her former husband. Moreover, in this legal case, there also appear the four children born of the union of Wan and her former lord, the former *she ren* of the husband who were in his debt, as well as the relatives who lived in the same

village as the husband, and the village officials who managed the household records. In addition, it can be confirmed that the mutual-help organization called a *li dan* 里单, which was composed of people from the same village, also appear in the records. It can be affirmed that this legal case is an excellent source in attempting to comprehend concrete examples in of the relationships among people in civil society of the day.

In the first and second sections of this article I attempted a comprehensive interpretation of the *Shi jie Wan an* case. Then in the third and later sections, I argue in regard to the slaves, *she ren*, and *li dan* who appear in this case. In the third section, I consider the slaves, and especially their liberation. The purpose of this section is to elucidate the concrete aspects of the relationship between master and slave during the period in question. As a result of this analysis, I hypothesized the following. In some cases during the Qin and early Han periods masters of slaves provided land to slaves and gave them independence, just as they might help their own children become independent, and it is probable that the master-slave relationship was conceived as close to the parent-child relationship.

In the fourth section, I consider the relationship between the master and *she ren*. Heretofore, *she ren* have been considered lower-ranking officials who served under feudal lords or high-ranking officials. However, the *she ren* who appear in this legal case are unlike those. The master-*she ren* relationship seen in this document is a relationship between civilian people. The same type of *she ren* can be seen in case 22 of the *zou yan shu* in the Han bamboo slips from Zhang jia shan 張家山, and, intriguingly, this case and the relationship between master and servant seen in "*Shi jie Wan an*" are both examples of hierarchical relations within a merchant group. The author surmises from these examples that the master-*she ren* relationship among merchants of the Qin period was probably stressed on the principle of unity based on strong bonds of mutual ties based on pseudo-family relationships.

In the fifth section, I consider the *li dan*. This local mutual aid organization seen in "Shi jie Wan an" was formed with the aim of lessening the financial burden associated with a funeral when someone died in a family. However, this function came to be fulfilled by the lineage group. This change can be confirmed in the Latter-Han Si min yue ling 四民月令 cited in the final section. We can hypothesize that there was a gradual increase in the importance of patrilineal relationships as time passed.